※令和6年7月1日より、使用許可手続きの流れが一部変更となります。
令和6年7月1日以降に使用申請される場合は、こちらの内容に沿ってお手続きしてください。

令和6年7月1日以降の申請

# 一時収蔵施設についてのご案内

新規申請

都立霊園のうち、多磨霊園、雑司ケ谷霊園及び八柱霊園には、墓所や納骨堂が見つかるまでの間、一時的にご遺骨をお預かりする一時収蔵施設を設置しています。

**※墓所や霊園等を一年以内に探す意思のない場合には、ご利用になれません。**

| | |
|---|---|
| 申込資格 | ①申込者の住民票の住所が「東京都」にあること<br>（※八柱霊園の場合、申込者の住所が「東京都」または「千葉県松戸市」にあること）<br><br>②自宅にご遺骨があり、「火葬許可証」を所持していること（改葬骨でないこと）<br>（※一度も埋葬・収蔵したことのない遺骨を所持していること）<br><br>③遺骨となった死亡者の親族（血族6親等内、配偶者、姻族3親等内）であること<br>（※「親族」には事実婚関係の方、「東京都パートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ関係の方を含む） |
| 使用期間 | **1年間**<br>※ただし、1年ごとに更新（延長）の手続きをすれば、最長で5年間お預かりいたします。<br>（5年を超えての更新（延長）はできません。5年経過時はご遺骨をお引き取りしていただきます。）<br>**※墓所・霊園等を探す意思のない場合は、更新（延長）できません。** |
| 申請方法 | **ア【使用を希望する霊園管理事務所窓口で申請の場合】**<br><br>①申請書（原本） ※申請用紙は当日窓口でお渡しできます<br>②火葬許可証（コピー）<br>③申込者の住民票（原本） ※下記の3点の内容が備わったもの<br>・発行から3か月以内のもの<br>・本籍が記載されているもの<br>・個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの<br><br>**イ【使用を希望する霊園管理事務所に郵送で申請の場合】**<br><br>①申請書（原本） ※申請用紙は、ホームページ「TOKYO霊園さんぽ」内「各種お手続き」→「様式ダウンロード」のページ内「都立霊園の使用の手引き・ご案内等」の項番8からプリントアウトしてください<br>②火葬許可証（コピー）<br>③申込者の住民票（原本） ※下記の3点の内容が備わったもの<br>・発行から3か月以内のもの<br>・本籍が記載されているもの<br>・個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの<br><br>※①～③を、使用を希望する霊園管理事務所の「一時収蔵担当者宛て」に郵送してください<br><br>**ウ【電子申請する場合】**<br><br>詳細はホームページ「TOKYO霊園さんぽ」内「各種お手続き」→「WEBによる手続きについて」→「操作マニュアル　一時収蔵施設の使用申請（新規）」をご参照ください。 |
| ご納骨予約 | 予約制となっております。裏面の使用許可証交付開始日をご確認の上、お電話でご遺骨を預ける日時の予約をとってください。 |
| ご納骨当日に必要なもの | ①ご遺骨<br><br>②火葬許可証（原本）<br><br>③使用料1,300円 |

→裏面に続きます

・ 申請書類の審査が完了し使用許可が決定された後、使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵が可能になります。
・ 申請受付日によって、使用許可証交付開始日が異なりますので、以下をご確認の上、お電話でご遺骨を預ける日の予約を取ってください。

## 【使用許可証交付開始日のご案内】

**①各月１日～１５日までの期間に、霊園に申請書類が到着した場合**

→使用許可証交付開始日は、翌月の１日です。

使用許可証交付開始日以降、使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵が可能です。

事前にお電話で日時を予約し、ご遺骨と火葬許可証（原本）、使用料をご持参ください。

例）７月１日～１５日に申請した場合（郵送の場合は届いた日）

８月１日以降の来所日時を予約

**②各月１６日～３１日までの期間に、霊園に申請書類が到着した場合**

→使用許可証交付開始日は翌月の１６日です。

使用許可証交付開始日以降、使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵が可能です。

事前にお電話で日時を予約し、ご遺骨と火葬許可証（原本）、使用料をご持参ください。

例）７月１６日～３１日に申請した場合（郵送の場合は届いた日）

８月１６日以降の来所日時を予約

※使用料のお支払い・使用許可証の受領・ご遺骨の収蔵は、上記の使用許可証交付開始日から２か月以内にお願いします。

２か月を過ぎた場合、原則として、一時収蔵施設の使用許可を辞退したものとして取扱います。

※電子申請の場合は、使用料のお支払い方法が上記とは異なります。

・収蔵後はご遺骨への直接参拝はできません。
・年末年始を除き、9:00～16:30まで、ご自由に参拝できます。
・申請書類はお返しできませんので、予めご了承ください。

お預かりできる施設（霊園）

| | | |
|---|---|---|
| 多磨霊園 | 〒183-0002 東京都府中市多磨町4－628 | 電話:042-365-2079 |
| 雑司ケ谷霊園 | 〒171-0022 東京都豊島区南池袋4－25－1 | 電話:03-3971-6868 |
| 八柱霊園 | 〒270-2255 千葉県松戸市田中新田48－2 | 電話:047-387-2181 |

※受付時間 8:30～17:15（年末年始を除く）